

様式 1

事業報告書

(自 令和3年 6月 1日 至 令和4年 5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 牟田内科・循環器科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市八幡町4-16

(3) 設立認可年月日 平成10年3月12日

(4) 設立登記年月日 平成10年3月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 牟田内科・循環器科医院	長崎県長崎市八幡町4-16	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和3年7月22日 令和3年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 牟田内科・循環器科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市八幡町4-16

貸 借 対 照 表

(令和4年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	24,726	I 流 動 負 債	4,650
II 固 定 資 産	33,552	II 固 定 負 債	30,919
1 有 形 固 定 資 産	12,787	負債合計	35,569
2 無 形 固 定 資 産	2,534	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	18,231	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	12,709
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	22,709
資産合計	58,278	負債・純資産合計	58,278

様式4-2

法人名 医療法人 牟田内科・循環器科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市八幡町4-16

損 益 計 算 書

(自 令和3年 6月 1日 至 令和4年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,983
2 事業費用	68,920
本来業務事業損失	8,063
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	8,063
II 事業外収益	534
III 事業外費用	
經常損失	8,597
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,597
法人税等	71
当期純利益	8,526

様式 2

法人名 医療法人 牟田内科・循環器科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市八幡町4-16

財 産 目 録
(令和4年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	58,278 千円
2. 負 債 額	35,569 千円
3. 純 資 産 額	22,709 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,726
B 固 定 資 産	33,552
C 資 産 合 計 (A+B)	58,278
D 負 債 合 計	35,569
E 純 資 産 (C-D)	22,709

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 牟田内科・循環器科医院

理事長 牟田啓三 殿

私は、医療法人牟田内科・循環器科医院の令和1年会計年度(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月22日

医療法人 牟田内科・循環器科医院
監事 松本房子